

かつらぎ町における介護予防・日常生活支援総合事業Q&A

1. 基本事項について

1	総合事業	<p>①介護予防・生活支援サービス事業 ②一般介護予防事業</p> <p>の2つを総称した地域支援事業をいいます。 かつらぎ町では、平成29年4月より総合事業を開始します。 この事業は、介護保険の給付サービスとは違い、各市町村が主体となって事業を行うものとなっています。 かつらぎ町の実施方法が他市町村と異なる場合があるため、各サービス事業所やケアマネジャーは、それぞれの利用者の住民票がある市町村の状況について情報収集する必要があります。</p>
2	介護予防・生活支援サービス事業	<p>対象者は、要支援1・要支援2及び事業対象者第1号事業といいます。</p> <p>①訪問型サービス ②通所型サービス ③その他の生活支援サービス（第1号生活支援事業） ④介護予防ケアマネジメント（第1号介護予防支援事業）</p> <p>かつらぎ町では、①②④のみ実施・③は未定。</p>
3	訪問型サービス	<p>介護予防訪問介護が移行したものの第1号訪問事業といいます。</p> <p>①訪問介護相当サービス ②訪問型サービスA（緩和した基準による） ③訪問型サービスB（住民主体の支援） ④訪問型サービスC（短期集中） ⑤訪問型サービスD（移動支援）</p> <p>事業開始当初は、①のみ。②以降は、未定。</p>
4	通所型サービス	<p>介護予防通所介護が移行したものの第1号通所事業といいます。</p> <p>①通所介護相当サービス ②通所型サービスA（緩和した基準による） ③通所型サービスB（住民主体の支援） ④通所型サービスC（短期集中）</p> <p>事業開始当初は、①のみ。②以降は、未定。</p>

5	平成29年4月の総合事業開始までに準備することはありますか。	<p>①訪問介護・通所介護の事業所については、サービス利用者との契約書の見直し</p> <p>②各市町村が行う総合事業のマスタ入力（サービスコード等）</p> <p>*サービスコードは、各市町村 HP 等で公開されています。</p> <p>*居宅支援事業所については、契約書は委託業務のため必要ありませんが、システムにてプランを作成している場合は、マスタ入力が必要です。</p>
6	介護予防ケアマネジメント	<p>介護予防支援に相当するサービス 地域包括支援センター担当 <ケアマネジメントの違い></p> <p>①介護予防支援 介護予防給付サービスを含むサービスを利用する場合のケアマネジメント</p> <p>②介護予防ケアマネジメント 総合事業サービスのみを利用する場合のケアマネジメント</p> <p>※現行相当の訪問介護・通所介護サービスのみのプランを作成した場合は、総合事業の介護予防ケアマネジメント費（プラン費）、予防給付を含んだ予防サービス計画を作成した場合は、介護保険の介護予防支援費（プラン費）が支払われることとなります。</p> <p>①②を居宅介護支援事業所へ委託可能</p>
7	介護予防ケアマネジメントにおける初回加算の取り扱い	<p><要介護から要支援又は事業対象者> 初回加算 ○</p> <p><要支援から総合事業対象者> 初回加算 ×</p> <p><総合事業対象者から要支援> 総合事業のみの場合は初回加算 × 予防給付利用は初回加算 ○</p> <p>※2ヶ月の間が空き、改めてケアマネジメントを行いプラン作成した場合は、初回加算が算定できます。</p>

8	一般介護予防事業	<p>対象者は、第1号被保険者の全ての者及びその支援のための活動に関わる者</p> <p>①介護予防把握事業 ②介護予防普及啓発事業 ③地域介護予防活動支援事業 ④一般介護予防事業評価事業 ⑤地域リハビリテーション活動支援事業</p> <p>当面、①②を中心に実施</p>
9	要支援1・2の認定を受けている方にとって何か変わるか。	<p>事業の枠組みは変わりますが、これまでと同様のサービスを受けることができます。</p> <p>自己負担額も変わりません。</p>
10	現在、要介護1～5の認定を受けている人にとって、何か変わりますか。	<p>これまでと変わりません。介護給付のサービスを今までどおり利用することが出来ます。</p>
11	要支援1・2の認定を受けている方と新たにサービスを受けられる事業対象者とは何か違いがありますか。	<p>利用できるサービスの種類が異なります。</p> <p>【要支援1・2】 介護予防サービス（訪問看護、訪問リハ等）、地域密着型介護予防サービス、福祉用具購入、住宅改修、総合事業等</p> <p>【事業対象者】 総合事業のみ利用できます</p> <p>※かつらぎ町では、訪問型サービスと通所型サービスが利用できます。</p>
12	平成29年4月以降も要支援等の認定有効期間がある方はどうなりますか。	<p>平成29年4月以降において、認定有効期間がある方については、その有効期間が満了するまでは介護保険の予防給付サービスの対象となります。</p> <p>よって平成30年3月末までは、予防給付の訪問介護・通所介護サービスと総合事業の訪問介護・通所介護サービスが混在することになります。</p>

1 3	<p>かつらぎ町に住民票のある利用者は、他市町村に居住していても、総合事業が開始されるのか。</p>	<p>そのとおりです。</p> <p>利用中の訪問介護、通所介護事業者が、みなし指定事業所であれば、総合事業サービスとして利用可能です。みなし指定でない事業所についてはかつらぎ町の指定を受けなければ総合事業サービスを提供することはできません。</p> <p>できれば、住民票と居住地は一致していることが望ましいので、可能であれば、居住地に住民票を異動できないか打診させていただきます。</p>
1 4	<p>他市町村から転入と同時にかつらぎ町内の高齢者住宅等へ入居している住所地特例対象者はどうなるのですか。</p>	<p>かつらぎ町の総合事業を利用することとなります。</p> <p>●要支援認定を受ける場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 利用者が保険者市町村に認定申請 ・ 保険者市町村は、認定結果、被保険者証を発行 ・ 利用者は施設所在市町村へ介護予防サービス計画・介護予防ケアマネジメント依頼(変更)届出と被保険者証を添えて行う。 ・ 施設所在市町村の地域包括支援センターとケアマネジメント契約を行う。 ・ 施設所在市町村は保険者市町村へ介護予防サービス計画・介護予防ケアマネジメント依頼(変更)届出書と被保険者証を送付 ・ 保険者市町村は、送られてきたものをもとに、被保険者証を作成発行し、利用者へ送付 <p>●基本チェックリストによる事業対象者認定を受ける場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 施設所在市町村が基本チェックリストにて事業対象者に該当するか否かを確認。 ・ 該当した場合、施設所在市町村に介護予防サービス計画・介護予防ケアマネジメント依頼(変更)届出と被保険者証を添えて行う。 ・ 施設所在市町村の地域包括支援センターとケアマネジメント契約を行う。 ・ 施設所在市町村は保険者市町村へ介護予防サービス計画・介護予防ケアマネジメント依頼(変更)届出書と被保険者証を送付 ・ 保険者市町村は、送られてきたものをもとに、被保険者証を作成発行し、利用者へ送付

2. 事業対象者（基本チェックリストによる判定）認定作業について

1	事業対象者	総合事業開始に伴って新設された『基本チェックリスト』を用いた簡易な手続きにより判定される要支援認定者に相当する状態の者。
2	基本チェックリスト	25個の質問項目からなるチェックシート 運動機能、栄養状態、口腔機能、閉じこもり、認知機能、うつ病の可能性をチェックする内容となっています。
3	事業対象者に該当する基準	※介護予防・日常生活支援総合事業のガイドラインより基本チェックリストで、 ①No.1～20で <u>10項目以上</u> に該当(複数に支障) ②No.6～10で <u>3項目以上</u> に該当(運動機能の低下) ③No.11～12の <u>すべて</u> に該当(低栄養状態) ④No.13～15で <u>2項目以上</u> に該当(口腔機能の低下) ⑤No.16～17のうちNo.16に該当(閉じこもり) ⑥No.18～20で <u>1項目以上</u> に該当(認知機能の低下) ⑦No.21～25で <u>2項目以上</u> に該当(うつ病の可能性)
4	基本チェックリストによる判定は申込が必要ですか	必要です。(かつらぎ町介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱第5条) 『かつらぎ町介護予防・日常生活支援総合事業事業対象者確認申請書』を提出する必要があります。 申請窓口は、役場やすらぎ対策課介護保険係(③窓口)又はかつらぎ町地域包括支援センターです。 印鑑又は介護保険被保険者証の提出が必要です。
5	申請は本人以外でも可能ですか。	可能です。 その場合は、申請者に本人の状況やサービスの必要性などを分かる範囲で聞き取りします。 基本チェックリストは後日、本人に対して行います。
6	基本チェックリストはどのようにして行われますか。	役場職員又はかつらぎ町地域包括支援センター専門職が本人と面接して行います。 ①本人以外からの確認申請があった場合 本人への訪問調整をして実施 ②窓口へ本人が来所した場合 その場で、確認申請書を記入し、チェックリストも実施。
7	基本チェックリストによる判定は、誰にでも受けられますか。	65歳以上の方で要支援に相当する者を対象とします。 (2号被保険者は要介護等認定のみです) 基本的に、支援の必要がない方については、対象外です。
8	基本チェックリストの判定結果はいつ決まりますか	チェックリスト実施日以後、3～5日で、『かつらぎ町介護予防・日常生活支援総合事業事業対象者確認通知書』(実施要綱第5条)を作成し通知します。この段階ではまだ、事業対象者に該当すると確認されただけです。実際にサービスを利用するには、ケアマネの届出が必要です。(次ページに説明)

3. 「事業対象者」の取り扱いについて

1	事業対象者の説明	<p>介護保険法施行規則第140条の62の4第2号の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準(平成27年厚生労働省告示第197号)に掲げる様式第①(以下「基本チェックリスト」という。)の記入内容が同基準様式②に掲げるいずれかの基準に該当した者(以下「事業対象者」という。)とされています。</p> <p><u>事業対象者に認定された状態は、あくまでも、ケアマネの届出書を提出した日からとなります。</u></p>
2	事業対象者となるには	<p>確認通知書を受け取ったら、ケアマネの届出書『介護予防サービス計画作成・介護予防ケアマネジメント依頼(変更)届出書』(実施要綱第6条)と介護保険被保険者証を役場やすらぎ対策課へ提出してください。</p> <p>提出するとやすらぎ対策課介護保険係で、被保険者証を作成します。</p> <p><被保険者証への印字内容></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 要介護状態区分等：事業対象者 ・ 認定年月日：チェックリスト実施日 ・ 認定の有効期間：空欄 ・ 地域包括支援センター名称 ・ ケアマネジメント依頼届出日
3	事業対象者の認定はいつから有効ですか	<p>ケアマネジメント依頼届出日から有効です。</p> <p>※基本チェックリスト実施日に遡ることはありません。</p>
4	要支援認定は認定の有効期間がありますが、事業対象者はどうですか	<p>事業対象者には有効期間はありません。</p> <p>事業対象者となっている期間中に元気になれば、地域の中で自立した日常生活を過ごしていただくことになります。</p> <p>また、逆に、状態が悪くなれば、必要に応じて、要介護認定等の申請を行ってください。</p>
5	現在、地域包括支援センターから委託を受けているケアプランの期間は認定の有効期間に合わせてありますが、事業対象者はどうするのですか。	<p>現在、「介護予防サービス・支援計画書」の期間は、認定の有効期間に合わせてほぼ1年としていますが、事業対象者には有効期間がないため、最長1年の期間とします。計画の期間は、各利用者の状況に合わせて1年より短くなっても構いません。また、計画に変更があるときは、その都度見直してください。</p>

6	<p>要支援者と事業対象者の違いは何ですか。</p>	<p>要支援者も事業対象者も介護予防・生活支援サービス事業(総合事業のサービス)の対象となります。</p> <p><要支援者></p> <ul style="list-style-type: none"> ・認定の有効期間あり ・介護予防給付サービス利用可能 ・支給限度額 要支援1→5003単位 要支援2→10473単位 <p><事業対象者></p> <ul style="list-style-type: none"> ・認定の有効期間なし ・介護予防給付サービス利用不可 ・支給限度額 5003単位(要支援1と同じ) <p>(※ただし特に必要と認めた場合は要支援2の額を適用可能)</p> <p>(例) 特に必要な場合とは退院直後などの場合をいう。 (特に必要な場合の判断は、今後、地域ケア会議の開催を推進し、会議にて必要と認められた場合に可能とする方針)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現行相当のサービスについては、要支援1/要支援2のいずれの利用頻度でも利用可能。 <p>ただし、支給限度額は5003単位にて、要注意。</p>
7	<p>事業対象者と要介護・要支援の認定を持った場合どちらが優先ですか</p>	<p>事業対象者の認定を持っている期間に要介護・要支援認定を受けた場合は、<u>要介護・要支援認定</u>が優先されます。</p>
8	<p>A町で基本チェックリストを利用してサービス事業対象者となった者が、B町に転居してサービスを利用する場合、B町で改めて基本チェックリストを実施することが必要か。</p>	<p>かつらぎ町では、改めて基本チェックリストを実施することとします。</p>

9	<p>住所地特例者が施設所在市町村で総合事業のサービス事業対象者となった場合、介護予防ケアマネジメント依頼書は保険者市町村に提出することでよいか。</p> <p>その際、サービス事業対象者である旨を記載した被保険者証の発行は、依頼書が提出されたタイミングで保険者市町村が発行することでよいか。</p>	<p>1. 制度改正に伴って、住所地特例者の介護予防ケアマネジメントは、施設所在市町村で行うこととなるため、介護予防ケアマネジメント依頼(変更)届出書は、施設所在市町村に届け出ることとなる。</p> <p>2. 一方、保険者市町村は、介護予防・生活支援サービス事業対象者を登録したうえで、被保険者証を交付することが必要であり、施設所在市町村は、届出を受け取った時は、速やかに保険者市町村に届出書の写しを送付等することが必要である。</p> <p>3. 施設所在市町村から連絡を受けた保険者市町村は、介護予防・生活支援サービス事業の対象者として登録し、被保険者証を発行することとなる。</p> <p>なお、サービス事業費は、国保連合会を經由して支払う場合、保険者市町村から国保連合会に住所地特例対象者を連絡する必要がある。</p>
10	<p>要介護認定等申請において非該当(自立)と判定された後に、基本チェックリストの結果によりサービス事業対象者に該当した場合は、サービス事業を利用することは可能か。</p>	<p>ガイドラインでは、「非該当となった場合は、基本チェックリストを実施し、サービス事業の対象者とすることができる」としており、要支援認定申請の結果が非該当であったとしても、基本チェックリストの結果が「事業対象者に該当する基準」のひとつでも該当した場合は、介護予防ケアマネジメントによって、地域で役割を持てる生活を目指して、「心身機能」だけでなく、「活動」や「参加」にもバランスよく働きかける介護予防に資するサービス等の利用につながることができると考えている。</p> <p>一方、基本チェックリストの結果、どの基準にも該当しなかった場合は、介護予防ケアマネジメントは受けずに、一般介護予防事業の利用を案内することとなる。</p> <p>(27.1.9 介護保険最新情報P20)</p>

4. 総合事業サービスの利用に関することについて

1	各利用者は介護保険の給付サービスである介護予防訪問介護や介護予防通所介護をいつまで利用できるのか。	総合事業を開始した市町村は、利用者が現在の認定を更新した時点で、更新結果が要支援認定又は基本チェックリストによる事業対象者となった場合は、介護予防訪問介護と介護予防通所介護については、総合事業サービスとしての訪問型サービス又は通所型サービスを利用することになります。 かつらぎ町の場合は、平成29年4月に開始するので、4月以降、要支援、事業対象者となった場合は、総合事業の訪問型(通所型)サービスを利用することになります。 そのため、4月以降も、要支援、事業対象者に更新するまでは、介護予防サービスを給付されることになります。 2号被保険者についても同様です。
2	かつらぎ町としては、介護予防訪問介護や介護予防通所介護の給付が終了するのはいつか	利用者の認定有効期限が平成29年3月31日の方が、最初に4月1日より総合事業へ移行します。その後、有効期限に合わせて毎月移行していき、最後に移行するのは、有効期間が平成30年2月28日の方になります。 よって、かつらぎ町では、介護予防訪問介護・介護予防通所介護の給付は平成30年3月31日をもって完全に終了し、平成30年4月からは総合事業へ完全移行します。
3	各利用者は更新前に総合事業へ移行希望があれば移行してもよいのか。	例えば、要支援認定の有効期限が平成29年4月30日の利用者が、4月から開始された総合事業サービスを利用したいと希望した場合は、4月から移行することができます。 4月30日までは要支援認定であるため、事業対象者の認定を受けるには、認定の更新はせず、4月30日の有効期限までに、やすらぎ対策課介護保険係へ申請を行い実施、該当し、届出を出せば、平成29年5月1日より事業対象者となります。
4	要介護認定を受けている人は総合事業サービスの利用はできないのか	要介護認定者は、対象外となります。 ※総合事業の中の介護予防・生活支援サービス事業については、要支援者及び事業対象者が対象です。
5	介護保険の介護予防通所リハビリと総合事業の通所型サービスを同時に利用することは可能か	できない。 介護保険の通所系サービスは月包括単位になっており、介護予防通所リハビリと介護予防通所介護との組み合わせや同時利用はできない。 総合事業の通所型サービスのうち、通所介護相当サービスは、同じように月包括単位になっており、介護予防通所リハビリと組み合わせることはできない。

6	<p>予防給付の介護予防訪問介護では包括単位であり、回数に関係なく1月ごとの単位が定められているが、総合事業のみなし事業者によるサービスにおいては、算定構造の中で包括単位とは別に1回ごとの単位が設けられている。これは従前の介護予防訪問介護相当サービスの1回あたりの単価と緩和した基準によるサービスの1回ごとの単価を組み合わせることで利用することが可能であるということか。</p>	<p>1 総合事業においては、多様なサービスの利用を促進していることから、利用者の状態に応じて専門職によるサービスの他、緩和した基準や住民主体のサービスなどと組み合わせることもできるよう、従前の訪問介護相当のサービス単位は、従前の介護予防訪問介護と同様の包括報酬のほか、1回当たりの単位も設定している。</p> <p>2 利用者は、ケアマネジメントにより1回あたりの単位で設定されているサービスを活用することなどにより、多様なサービスを組み合わせることで利用していただくことが可能である。</p> <p>(H27.8.19 介護保険最新情報P7)</p> <p>※かつらぎ町では、多様なサービスが未定となっていることから組み合わせは現状できません。</p>
7	<p>通所型サービスサービスコード表の1回当たりの基本報酬が設定されているものを用いて、1人の被保険者が従前の介護予防通所介護相当サービスと通所型サービスAそれぞれの通所型サービスを利用することは可能か。 また、その場合の加算はそれぞれの事業所で算定可能か。</p>	<p>ケアマネジメントにおいて、生活機能の維持・向上等のため必要と認められるのであれば、1人の被保険者が従前の介護予防通所介護相当のサービスと通所型サービスAのそれぞれのサービスを利用することも可能であり、それぞれの事業所で加算要件を満たす場合は、算定することもできる。</p> <p>(H27.8.19 介護保険最新情報P7)</p>

5. 事業者指定について

1	事業所指定事務等の取扱について	<p>厚労省老健局振興課『平成27年4月の新しい総合事業等改正介護保険法施行に係る事業所指定事務等の取扱について』を参照すること。</p> <p>(H27.2.24介護保険最新情報)</p>
2	指定事業者等の指導監督について	<p>厚労省老健局長『介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者等の指導監督について』を参照すること。</p> <p>(H27.3.31介護保険最新情報)</p>
3	みなし指定について	<p>介護保険法第115条の45の5において指定手続きを要するものについて、経過措置として、その手続きを簡略化するため、26年改正法附則第13条で特例的に設けられた取扱い。</p> <p>26年改正法(医療介護総合確保法)附則第13条においては、経過措置として、平成27年3月31日に指定事業者として介護予防訪問介護、介護予防通所介護を行っている事業者については、法施行時において全ての市町村において総合事業の指定事業者の指定を受けたものとみなすこととされている。</p> <p>また、みなし指定の有効期間は市町村が別に当該期間を定める場合を除き、3年間(平成27年4月1日から30年3月31日)とされている。(介護保険法施行規則附則(26年改正法関係)31条)</p>
4	みなし指定の事業者は、基準緩和型サービスの実施に当たっても指定事業者としてみなすことはできるか	<p>現行相当のサービスを行うみなし指定の事業所の指定有効期間は、平成27年4月1日～平成30年3月31日とされているが、かつらぎ町は、みなし指定事業所も含めすべての事業所を独自指定扱いとし、指定有効期間を平成28年10月1日～平成31年9月30日とします。ただし、みなし事業所以外で、独自指定を受ける必要のある事業所については、指定申請状況によっては期間がずれることがあります。</p> <p>また、サービスコードについては種類について、訪問介護相当サービスはA2、通所介護相当サービスはA6を使用します。</p>
5	通所リハビリ(デイケア)を行っている事業所が、通所型サービスの緩和した基準によるサービスを事業者指定で実施することはできるか	<p>実施できる。</p> <p>また、デイケアの事業所による委託実施も可能。</p> <p>※かつらぎ町では、基準緩和サービスが未定のため現状は実施できない。</p>

6	指定事業者の手続きについて 申請書類について	<p>指定事業者の指定申請の手続きについては、介護保険法施行規則第140条の63の5第1項に規定しており、『第4号から第15号までに掲げる事項の記載を要しないと当該市町村長が認めるときは、当該事項の記載を要しない』としている。</p> <p>一方、同項第1号から第3号までに掲げる事項を記載した申請書の提出自体を不要とすることは、介護保険法令上想定していない。(H28.6.13 県回答)</p>
7	介護保険法施行規則第140条の63の5に掲げる書類とは	<ol style="list-style-type: none"> 1. 事業所の名称及び所在地 2. 申請者の名称および主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名 3. 当該申請に係る事業の開始の予定年月日 4. 申請者の定款、寄付行為及びその登記事項証明書又は条例等 5. 建物の構造概要及び平面図並びに設備の概要 6. 利用者の推定数 7. 事業所の管理者の氏名、生年月日、住所及び経歴 8. 運営規定 9. 利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要 10. 当該申請に係る事業に係る従業員の勤務の体制及び勤務形態 11. 当該申請に係る事業に係る資産の状況 12. 当該申請に係る事業に係る第1号事業支給費の請求に関する事項 13. 誓約書(法第115条の45の5第2項に該当しないことを誓約する書面) 14. 役員氏名、生年月日及び住所 15. その他市町村が指定に関し必要と認める事項
8	指定に関する申請書類について、国で定めた様式はあるのか	<p>国は様式を定めていない。 各市町村で定められた様式で提出が必要。</p>

6. 定款、運営規定、契約書等の書類について

1	<p>総合事業のサービスを実施するにあたり、サービス事業所の各種書類について見直しが必要ですか。</p>	<p>(介護予防)訪問介護、(介護予防)通所介護の各事業所がこれまで使用していた書類は、介護保険の給付サービスについてのみ文言となっていると思われます。</p> <p>総合事業のサービスを取り扱うにあたり、文言を加えるなどの対応が必要となります。インターネット等で、検索していただくと、全国の現在総合事業を開始している場合の各種書類の例があがっていますので、参考にしてください。</p>
2	<p>具体的に、どのような文言になりますか。</p>	<p>(総合事業全体を指す場合)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 介護予防・日常生活支援総合事業 ・ 介護保険法第115条の45第1項に規定する事業 <p>(総合事業のうち、サービス事業部分を指す場合)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 第1号事業 ・ 介護保険法第115条の45第1項第1号に規程する事業 <p>(サービスを個別に指す場合)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 第1号訪問事業 ・ 第1号通所事業 ・ 訪問型サービスA ・ 通所型サービスA <p>などです。</p>
3	<p>かつらぎ町の総合事業に関する要綱には何がありますか。</p>	<p>現在は以下の3つの要綱があります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「かつらぎ町介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱」 (平成29年かつらぎ町告示第23号) ・ 「かつらぎ町介護予防・日常生活支援総合事業における指定事業者の指定等に関する要綱」 (平成29年かつらぎ町告示第24号) ・ 「かつらぎ町介護予防・日常生活支援総合事業第1号事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める要綱」 (平成29年かつらぎ町告示25号)